

フランクフルト空港利用にあたっての通関等の注意点

2014 年 4 月

在フランクフルト総領事館

当館では、フランクフルト空港における通関等の注意点について、現地調査を行い以下の通りまとめました。利用者におかれましては、税関申告義務の有無等の必要な手続について、下記の HP 等で最新の情報をご確認ください。

ドイツ税関（英語） http://www.zoll.de/EN/Home/home_node.html

ドイツ大使館 <http://www.japan.diplo.de/Vertretung/japan/ja/03-konsular-und-visainformationen/033-zoll/0-Zoll.html>

在独日本国大使館 <http://www.de.emb-japan.go.jp/nihongo/konsular/oshirase-nakami/121022zeikan.html>

1. ドイツ入国に当たっての注意点

日本からフランクフルト空港を利用してドイツに入国する場合、航空会社によって使用するターミナルが異なります（ターミナル1：ANA・ルフトハンザ、ターミナル2：JAL）。入国審査を経た後、通関手続が必要となります。

ターミナル1



ANA利用の場合は通常、入国審査デスクのすぐ後ろに税関のゲートがあります。ここでは機内持込手荷物についての検査が行われます。申告が必要な場合には赤のゲートを通過する必要があります。

預入荷物については、手荷物引取所の出口に同様のゲートがあり、検査が行われます。

ルフトハンザ利用の場合は通常、手荷物引取所の出口に税関ゲートがあり、検査が行われます。

ターミナル2



手荷物引取所の出口に税関ゲートがあり、検査が行われます。申告が必要な場合には赤のゲートを通過する必要があります。

注意点

申告義務のある物品があるにも関わらず、緑のゲートを通過してしまった場合、税関申告違反として高額な制裁金を課されることがあります。

当空港では税関職員による抜き打ち検査が行われています。申告手続が必要であるにも関わらず、税関職員が不在の場合には、備え付けの電話で職員を呼ぶ必要があります。

申告義務のある物品を機内持込手荷物としてEU域内に持ち込む場合には、最初にEU域内に入る地点で申告する必要があります。従って、EU内・ドイツ内への乗り継ぎであっても、当空港での手続が必要となります。

緑のゲートを通る場合、持ち込む物品について申告義務がない（例えば、申告義務が発生する430ユーロ以下である）ことについて説明を求められる場合があります。パソコン等の一般に高額とされる物品を持ち込む際は、説明のために当該物品の領収証が通常必要となります。

2. ドイツ出国に当たっての注意点

EU 域内で購入した物品を EU 域外へ持ち出す場合には、その付加価値税について、一定の条件の下、税還付申請手続の代行業者の利用により、還付を受けられる場合があります。還付を受けるためには、当該物品を EU 域外に持ち出す証明として、税関において証明印を受ける必要があります。税還付手続の詳細については、税還付申請代行業者の HP（Global Blue、<http://www.globalblue.com/>）等をご覧ください。

ターミナル1



ターミナル2



注意点

税関の窓口は、それぞれのターミナルにおいて、保安検査前の一般エリア（写真上）と、保安検査を通過した後のエリア（写真下）とに設置されています。

税還付対象物品を預入荷物に入りたい場合は、保安検査前の税関窓口において手続を行う必要があります。

機内持込手荷物について税還付手続を行うには、保安検査を通過した後の旅客エリアにある税関窓口でも手続を行うことができます。

税関窓口及び税還付申請代行業者の窓口は時間帯によって非常に混雑している場合がありますので、手続を行う場合には時間に十分に余裕を持って空港に到着することをお勧めします。

また、例えば、当地に住む駐在員が日本に一時帰国して再びドイツに戻ってくる場合等において、EU で購入した物品（パソコン等）をいったん EU 域外に持ち出し、同じ物品を再度域内に持ち込む場合がありますが、この場合の税関申告は不要です（緑のゲートを通可）。但し、税関職員による検査が行われた場合には、持ち込む物品の領収書等によって購入地を証明することが求められます。ドイツ税関ホームページ上で入手できる「フォーム 0330」と呼ばれる書類（独語のみ）も、同様に証明として使用することができますが、その場合には、EU 域内を出発する前に税関窓口（上の写真の場所）で、同フォームと対象となる物品の確認を受けることが必要となります。

ドイツ税関（独語） http://www.zoll.de/DE/Home/home_node.html

以 上